

熊本県財産審議会運営要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県財産条例第15条の規定に基づいて設置された熊本県財産審議会（以下「審議会」という。）の会議運営に必要なことを定めることを目的とする。

(会長等)

第2条 審議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 会議は、知事の諮問に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、開会の七日前までに、その日時及び場所その他必要な事項を、各委員に通知しなければならない。ただし、知事が緊急を要するものとして諮問した場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数（第5項に該当する委員がいる場合は当該委員数を除く）が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の案件について特別の利害関係を有する委員は、当該案件に係る審議及び議決に加わることができない。

6 審議会は必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の意見を求めることができる。

第4条 削除

(幹事)

第5条 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補助する。

(書記)

第6条 書記は、総務部管財課職員のうちから会長が委嘱する。

2 書記は、会長の命を受け会務に従事する。

(実地調査)

第7条 審議会は、その審議案件について特に必要があると認めるときは、実地について調査し、審議するものとする。

(答申)

第8条 審議会は、調査審議した結果を、文書をもつて知事に答申するものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要項は、昭和42年3月14日から施行する。

附則

この要項は、令和4年12月14日から施行する。